平成２２年（再ロ）第１号

山形県東田川郡庄内町小出新田字苧畑割５番地

再生債務者　中村　桂

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年７月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月14日　山形地方裁判所酒田支部

平成２２年（再ロ）第１２号

埼玉県戸田市下戸田１丁目１番２―105号

再生債務者　源間　満

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年７月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月14日

さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再ロ）第１号

兵庫県美方郡香美町香住区下浜718番地

再生債務者　橋本　富雄

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成22年７月12日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成22年７月13日

神戸地方裁判所豊岡支部再生係

独立行政法人都市再生機構公告

独立行政法人都市再生機構東日本支社公告第３号

平成22年８月22日に執行する東駿河湾広域都市計画事業静岡東部拠点第一地区土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿を縦覧に供したが、縦覧に供した選挙人名簿に異議の申出がなかったので土地区画整理法施行令（昭和30年政令第47号）第22条第１項の規定に基づき、公告する。

また、この選挙において選挙すべき委員の数を下記のとおり定めたので、同条第４項の規定に基づき、公告する。

平成 22 年７月 23 日

独立行政法人都市再生機構東日本支社

支社長　根岸　尚

記

１　宅地の所有者が選挙すべき委員の数　７人

２　宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数　１人

東京都世田谷区公債償還公告

抽せんの結果、東京都世田谷区公債を次のとおり償還いたします。

銘柄	償還期日	償還金額	1万円券	10万円券	100万円券	1000万円券
平成12年度第１回	平成22年９月１日	170,470千円	149～156 184～187 215～228 366	195～224 393～404	331～346 383～391 428～438	56 96～103 130～133

平成 22 年７月 23 日

東京都世田谷区

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月八日

掲載頁　一〇九頁（号外第一四四号）

平成二十二年七月二十三日

千葉県松戸市上本郷一六七番地

（甲）イワブチ株式会社

代表取締役社長　加藤　克明

千葉県野田市西三ケ尾字市橋七九番地

（乙）イワブチ化成株式会社

代表取締役社長　松丸　光雄

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年五月十三日

掲載頁　九十二頁（号外第九十九号）

平成二十二年七月二十三日

東京都千代田区神田錦町一丁目一番地

（甲）㈱リストップ株式会社

代表取締役社長　阿部　信行

福岡県福岡市博多区榎田二丁目一番七〇号

（乙）エムエス九州株式会社

代表取締役社長　荒川　勤

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は平成二十二年八月三十一日であり、甲は会社法第七九六条第三項に基づき株主総会の承認を経ずに合併を決定しており、乙の株主総会の承認決議は平成二十二年七月二十二日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、平成二十二年八月二十七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十一年十一月二十七日

掲載頁　一一一頁（号外第二五〇号）

（乙）確定した最終事業年度はありません。

平成二十二年七月二十三日

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（甲）ＫＬａｂ株式会社

代表取締役　真田　哲弥

東京都港区六本木六丁目一〇番一号

（乙）ＫＬａｂＧａｍｅｓ株式会社

代表取締役　真田　哲弥

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　中部経済新聞

掲載の日付　平成二十二年七月八日

掲載頁　一一頁（第二一一四二一一号）

平成二十二年七月二十三日

名古屋市西区大野木二丁目二五番地

（甲）株式会社古川電気店

代表取締役　古川　信郎

愛知県津島市藤浪町一丁目一七番地

（乙）合資会社服部商店

代表社員　古川喜佐子

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十二年七月十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月十六日

掲載頁　一二五頁（号外第一五〇号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月十六日

掲載頁　一三八頁（号外第一五〇号）

平成二十二年七月二十三日

大阪府豊中市庄内宝町二丁目一番一号

（甲）田舞実業チェーン株式会社

代表取締役　田舞徳太郎

大阪府豊中市庄内宝町二丁目一番一号

（乙）株式会社音羽

代表取締役　田舞喜八郎

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十二年九月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有しておりますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十二年七月八日

掲載頁　一〇九頁（号外第一四四号）

平成二十二年七月二十三日

千葉県松戸市上本郷一六七番地

（甲）イワブチ株式会社

代表取締役社長　加藤　克明